

問題社員への対応と法的留意点

企業には様々な社員がおり、中には周囲と度々トラブルを起こす、指示命令に従わない、遅刻や無断欠勤が目立つ等、いわゆる問題社員も存在します。こうした社員を放置すると他の社員のモチベーションや作業効率の低下に繋がるおそれがある事に加え、指導方法をはじめ対応を誤ると労働紛争にも発展しかねず、管理職や人事労務担当者は正しい知識を備えておく必要があります。

本講座では様々なタイプの問題社員への対応方法について、法的留意点や判例を中心に解説を行います。

開催日時等

日 時	2026年5月12日（火） 14時30分～16時30分
場 所	千葉県経営者会館 研修室（千葉市中央区千葉港4-3） ※受講生用駐車場はございませんのでご注意ください
内 容	<p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 能力不足社員への対応 2. 勤務態度不良・協調性欠如社員への対応 3. メンタルヘルス不調に起因する問題行為への対応 4. 私生活上の問題行為への対応 5. ハラスメント行為等、 トラブルメーカーへの対応 など <p>【講師】 弁護士法人リバーシティ法律事務所 弁護士 荒川 俊也 氏</p>
講 師	
対象者	管理職、人事労務担当者
参加費	会員 3,300円 非会員 6,600円（消費税込）

○ホームページ<http://www.chibakeikyo.jp/event.php>にて募集中です。
本書による場合は、切り取らず当協会事務局宛F a xをお願いします。
締切は5月1日（金）です。

○お問合せ先（一社）千葉県経営者協会事務局 馬場 TEL : 043-246-1158

Eメール : babak@chibakeikyo.jp



FAX:043-246-0729

一般社団法人 千葉県経営者協会 行

開催行事名	問題社員への対応と法的留意点		
会社・団体名		TEL	
参加者名①		役職①	
参加者名②		役職②	
E-Mail			
住 所			